

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5925-1	光伝送用WDMデバイス－第1部:通則	Fiber optic WDM devices – Part 1: Generic specification	この規格は、3個以上の光パワーの入出力端子をもち、各端子間の光パワーの分配率が波長に依存するよう設計している受動部品の光ファイバ伝送用WDM デバイスの一般的な共通事項について規定したものである。 この規格は、2009年に発行されたIEC 62074-1を基に2011 年に制定され、2014年のIEC 62074-1第2版を反映して、2016年に改正された。その後、IEC 62074-1は第3版が、用語及び定義をIEC TS 62627-09(対応JIS:JIS C 5900)と整合させ、用語及び定義などが市場の実態に合わせて改訂され、2025年6月に発効された。このため、対応国際規格との用語及び定義の整合を図ることが求められている。 一方、光伝送用WDMデバイスは、1.31 μ m/1.55 μ mWWDM、CWDMデバイス、DWDMデバイスなど多くの品種があり、国内での製造業者も多く、国内での光伝送通信システム製造業者が広く使用している。このため、対応国際規格との整合を図り、用語及び定義を、IEC TS 62627-09に対応させて改正されたJIS C 5900と整合させるため、JISを改正する必要がある。	今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法において、JIS C 5901が廃止されJIS C 61300規格群に移行されたため、それに対応した内容に改める。 ・用語及び定義において、JIS C 5900に規定する用語との重複を避け、挿入損失の用語を削除する。あわせて対応国際規格で重複している定義をひとつにまとめる。	－	IEC 62074-1:2025(予定) Fibre optic interconnecting devices and passive components – Fibre optic WDM devices – Part 1: Generic specification	MOD	第2条の該当号：1(性能)	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年10月
JSA	06 電子	改正	C61300-2-11	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2－11部:試験－光ファイバクランプ強度－軸方向圧縮 〔現行名称:光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2－11部:光ファイバクランプ強度試験(軸方向圧縮)〕	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-11: Tests – Axial compression	この規格は、光ファイバ用クロージャなどの光ファイバ接続デバイスにおいて、光ファイバケーブルに軸方向の圧縮力を加えた場合のクランプ強度試験方法について規定している。 この規格は、2012年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-11(Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic tests and measurement procedures – Part 2-11: Tests – Axial compression)を基に、2015年に制定された。その後、IEC 61300-2-11は、用語及び定義が追加されたほか、技術の実態に即して、試験の厳しさの見直し及びクロージャに対する要求の削除、並びに詳細な規定事項について他文書との整合を図るなどの改訂が行われ、第3版として2023年11月に発効された。このような状況から、この対応国際規格との整合を図るとともに、市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	対応国際規格の最新版に整合させることによって、特に海外との商取引において混乱を避けることができ、この規格を引用する製品規格及び製品仕様に係る製品の輸出入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・略語の箇条を設け、「DUT」を規定する。 ・装置の概要において、供試品の設置方法などについてより詳細で明確な内容に改める。 ・試験の厳しさの程度において、試験の厳しさの程度(推奨値)の表に「テンションメンバ無し」の項目を追加し、それに代えて、試験の厳しさの程度(推奨値)(クロージャに適用)の表全体を削除する。	－	IEC 61300-2-11:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-11: Tests – Axial compression	IDT	第2条の該当号：4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年10月